ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2014 年 1 月

# AM&T アジア・新興国 Legal Update

## CONTENTS


1 【シンガポール】会社法の改正動向と M&A 実務への影響
2 【インド】上場会社を含む公開会社における先買権、オプション行使等に関する株主間合意が可能に
3 【韓国】定期賞与金の通常賃金性
4 【インドネシア】言語法に関する 2013 年 6 月 20 日地裁判決とその影響
5 【マレーシア】マレーシアの個人情報保護法について
6 【トルコ】株式会社における株主総会の電磁的方法による開催
7 【ミャンマー】コンドミニアム法案の概要


*アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。*

## 1 【シンガポール】会社法の改正動向と M&A 実務への影響

シンガポール財務省(Ministry of Finance:MOF)及び会計会社規制局(Accounting and Corporate Regulatory Authority:ACRA)は、2013 年 10 月 23 日から同年 11 月 19 日まで、会社法(Companies Act)の改正案の後半部分及び追加の改正項目をパブリックコメントに付した。本稿では、直近のパブリックコメント手続を含むこれまでの会社法の改正手続の流れを概説し、改正項目の中で、特に M&A 実務への影響が大きいと思われる事項について検討する。

### 1. 改正手続の経緯

シンガポールの会社法は、1967 年 12 月 29 日に施行され、その後、数次の部分的な修正はなされたが、必ずしも全体的な改正はなされておらず、実務に即していない条文の存在や制度の不備等が指摘されていた。そこで、MOF は、2007 年 10 月に助言委員会(Steering Committee)を設立し、シンガポールが国際的なハブとして成長するための効率的かつ透明性の高いコーポレートガバナンスを実現するための会社法の改正について諮問した。

助言委員会は 2011 年 4 月 29 日に検討を完了し、MOF 及び ACRA に対して報告書[1]を提出した(「委員会報告書」)。MOF 及び ACRA は 2012 年までにその提案内容を検討の上、2013 年 5

[1] 報告書は 6 つの章からなり、改正に関する 217 の提案で構成されている。
http://www.acra.gov.sg/NR/rdonlyres/41AD76DD-58DA-4B12-97B5-6BE4EC42FAF9/0/SCReportComplete28Jul.pdf

© Anderson Mori & Tomotsune

月に会社法改正案を発表した。その内容は、前半部分が 5 月に[2]、後半部分は 10 月にそれぞれパブリックコメントに付された[3]。

## 2. 改正のポイント

今回の改正では、会社法全体について見直しがなされ、そのポイントは非常に多岐に上る。パブリックコメントは第一次として 2013 年 5 月頃、第二次として 2013 年 10 月頃に募集され、ACRA は以下の項目を重要な改正事項として特記している。

| 第一次パブリックコメント対象 | 第二次パブリックコメント対象 |
|---|---|
| 複数の異なる実質株主のための議決権不統一行使の容認 | 外国会社の財務書類の継続開示及び説明義務の拡大 |
| 公開会社についての 1 株 1 票制度規制の緩和 | 外国会社の会社登録抹消事由の追加 |
| 親会社株式の金庫株としての保有の容認 | 登録機関による不実登記の訂正権限の拡大 |
| 自己株式取得規制についての改正（自己株式取得の手続に関する技術的な改正及び自己株式取得時の財務状態に関する規制の緩和を含む） | 登録機関が会社の事業の実態がないものとして会社登録抹消することができる場合の拡大 |
| 法定監査の適用除外となるための小規模会社基準の導入 | 登録機関が、取締役又は秘書役としての登録義務を怠っている者について、新たな取締役又は秘書役としての登録を拒否する権限の導入 |
| 会計監査人の途中辞任について ACRA の同意を必要とする制度の導入 | シンガポール法準拠で設立された会社についての自己株式取得規制の緩和 |
| 瑕疵のある会計書類の修正についての手続きの導入 | 債務超過の場合の従業員への給与支払義務の優先関係の変更 |
| ACRA への株主、取締役、マネージャー及び秘書役の登記についての改正事項 | 1967 年以前発行の新株引受権についての暫定措置の段階的廃止 |
| 複数の書類にわたっていた設立書類の一本化 | |
| 会社の役員として登録される個人の住所登録に関する規制の変更 | |

## 3. 改正の M&A 実務への影響

今般の改正対象となっている項目のうち、特に M&A 実務への影響が大きいと思われる項目として、第三者による株式取得への経済的支援の規制（Financial Assistance）と自己株式取得規制の緩和は重要である。

(1) Financial Assistance に関する修正

現行法では、Financial Assistance の制度により、シンガポール法に基づく株式会社は、第三者が会社の株式を取得する際にその経済的支援を与えてはならず、ローンの提供はもちろん、株式を担保として提供することも原則として禁止されている。例外的にこれらの行為を行うためには、株主総会決議等の特別な手続（いわゆる White Wash の手続）を経る必要がある。改正案では、いわゆる譲渡制限会社を意味する private company については Financial Assistance の

[2] http://www.acra.gov.sg/Publications/Public+Consultation+on+draft+Companies+%28Amendment%29+Bill+2013.htm
[3] http://www.acra.gov.sg/Publications/Public+Consultation+on+additional+proposed+amendments+to+Companies+Act.htm

© Anderson Mori & Tomotsune

規制を撤廃するものとしている。これにより、M&A の手法としてしばしばみられる対象会社の株式を担保として資金を調達して買収を行うスキームの採用が容易になることが予想される。

(2) 自己株式取得規制の緩和

現行法では、シンガポール法に基づく株式会社が自己株式を取得することは裁判所が命令する場合などの一定の例外を除き禁止されている。裁判所の命令がない場合の例外としては、定款の規定に基づいて発行済み株式総数の 20%[4]以内の株式を剰余金の範囲内で取得する場合があげられており(会社法 76 条 B ないし 76 条 F)、M&A 等で自己株式取得がスキームに組み入れられている場合にはこの例外規定に基づいて認められる上限の範囲内でのみ実施されている。2013 年 10 月のパブリックコメントでは、この部分について、20%の上限をさらに緩和するか、あるいは上限自体を撤廃することが提案されている。自己株式取得規制が緩和されれば、JV 関係を解消する場合や、資本構造の変更を行う場合に、より柔軟なスキームを採用することが可能になるものと思われ、MOF 及び ACRA がパブリックコメントの結果を踏まえてどのような立場を採用するかが注目される。

**4. 今後の改正手続の展望**

第 2 次パブリックコメントについて、MOF 及び ACRA は寄せられたコメント及びそれらへの回答を 2014 年上旬までに発表する予定である[5]。第 2 次パブリックコメントの手続が完了すれば、改正案全体についてのパブリックコメントの手続きは完了する。その後 MOF 及び ACRA は国会に提出する最終的な改正案の内容を固める段階に入り、最終的な改正案は、2014 年中にも国会で可決される可能性がある。

**弁護士 前田 敦利**
atsutoshi.maeda@amt-law.com
**弁護士 花水 康**
ko.hanamizu@amt-law.com
**弁護士 副田 達也**
tatsuya.soeda@amt-law.com

## 2 【インド】上場会社を含む公開会社における先買権、オプション行使等に関する株主間合意が可能に

インドの証券取引委員会(Stock Exchange Board of India (SEBI))が発行した 2013 年 10 月 3 日付けの通達(「本通達」)により、上場会社を含む公開会社(public company)の証券について、(1)先買権(right of first refusal)、共同売却請求権(drag along right)、売却参加請求権(tag along right)などの株式の取得等に関する優先権(pre-emption right)、(2)一定の条件の下での証券売買オプションの行使の権利に関する株主間の合意が可能となった。以下では、本通達による主な変更点について解説する。

なお、SEBI のプレスリリース及び通達の原文は、下記の SEBI の URL を参照されたい。
http://www.sebi.gov.in/sebiweb/home/detail/26547/yes/PR-SEBI-permits-contracts-for-pre-emption-and-options-in-shareholders-agreements
http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1380791858733.pdf

[4] 法文上は 10%又は当局が指定する数値とされており、2013 年 10 月に、当該上限は 20%に引き上げられた。
[5] http://www.acra.gov.sg/Publications/Public+Consultation+on+additional+proposed+amendments+to+Companies+Act.htm

© Anderson Mori & Tomotsune

## 1. 本通達による主な変更内容

(1) 株式の取得等に関する優先権に関する株主間の合意が有効であることの明確化(本通達本文の(c)項)

本通達は、上場会社を含む公開会社が発行する株式等の証券の先買権、共同売却請求権(ドラッグ・アロング)、売却参加請求権(タグ・アロング)を含む株式の取得等に関する優先権を、株主間契約又は会社の附属定款(Articles of Association)にて規定できる旨を定めている。

(2) 証券売買に関するオプションの行使の権利に関する株主間の合意が有効であることの明確化(本通達本文の(d)項)

本通達は、下記の条件に基づき、上場会社を含む公開会社が発行する株式等の証券の売買に関するプットオプション、コールオプションなどの証券売買オプションの行使の権利を株主間契約又は会社の附属定款にて規定することができる旨を定めている。

(i) 対象証券の権原及び所有権が、契約締結日から少なくとも 1 年間、売主により継続して保持されていること
(ii) オプション行使により取得又は売却される対象証券の価格が、関連する全ての法令に従っていること
(iii) オプション契約が、対象証券が実際に引き渡されることにより履行されること

(3) 従前の規制

従前は、SEBI が 2000 年に発行した通達により、M&A 取引における先買権、ドラッグ・アロング、タグ・アロング、プットオプション、コールオプション等の合意の有効性に疑義が生じていた。従来の実務においては、上場会社を含む公開会社への投資等の際には、有効性に疑義があることを踏まえつつも、実際の必要性から、株主間契約等において先買権、ドラッグ・アロング、タグ・アロング、プットオプション、コールオプション等の合意が行われるなどの対応が採られていた。また、SEBI の審査が行われる上場証券の公開買付手続においては、審査の際に株主間契約における先買権、ドラッグ・アロング、タグ・アロング、プットオプション、コールオプション等の規定を削除するよう、SEBI から求められることもあった。

しかしながら、このような制約は世界の M&A において多用されている先買権、ドラッグ・アロング、タグ・アロング、プットオプション、コールオプションの取決めをインドにおいて利用することを阻害するものであり、批判も多くあったところだった。

本通達は、かかる制約を相当程度排除するものといえ、インドにおける M&A における先買権、ドラッグ・アロング、タグ・アロング、プットオプション、コールオプションのような株式譲渡に係る規定の利用を促進し、経済発展に資する可能性のあるものとして評価できるものと思われる。

(4) 株主間合意に関する他の規制及び従前の合意の有効性

(a) 外国為替管理法

本通達の第一但書によると、上記(1)と(2)の合意は、外国為替管理法(Foreign Exchange Management Act, 1999)及び同法に基づく規則等に従わなければならないとされている。

© Anderson Mori & Tomotsune

これは、主に、外国為替管理法に基づき制定されたプライシング・ガイドライン(インド居住者と非居住者間の株式譲渡価額に関する規定)に反する合意ができないことを明確にするために規定されたものと考えられる。

(b) 従前の合意の有効性

本通達の第二但書においては、本通達の発行の日(2013 年 10 月 3 日)の前に締結された契約について、本通達はいかなる影響も与えないと規定されている。よって、2013 年 10 月 3 日よりも前に締結された、既存の株主間の合意の扱いについては、本通達によっても依然として不透明であると思われる。

### 2. インド新会社法上の規定

2013 年 9 月 12 日から一部の規定が施行された新会社法(Companies Act, 2013)の 58 条 2 項の但書においては、公開会社(public company)の証券の譲渡についての合意事項も強制力を有するものである旨が明記された。なお、同条は、上記一部施行の対象に含まれており、したがって 2013 年 9 月 12 日以降、有効な規定となっている。

新会社法の規定は、上記 SEBI の通達と相まって、上場会社を含む公開会社が発行する株式等の証券に関する、先買権、ドラッグ・アロング、タグ・アロング、プットオプション、コールオプション等の合意の有効性に関する疑義は、大幅に低減されたものと思われる。

**弁護士 琴浦 諒**
ryo.kotoura@amt-law.com
**弁護士 大河内 亮**
ryo.okochi@amt-law.com
**外国弁護士 Veerasureshkumar Veerappan**
v.veerappan@amt-law.com

## 3 【韓国】定期賞与金の通常賃金性

2013 年 12 月 18 日、韓国の大法院(最高裁判所)において、全員合議体によって、定期賞与金は原則として通常賃金に含まれるが、労働者からの追加賃金請求は具体的な事情に応じ信義誠実の原則によって制約されうるとの判決(いわゆる「甲乙オートテック判決」)が下された。今回の判決は全員合議体の判決として、通常賃金を巡る大法院の判断基準を判示したものとして、実務上非常に重要な意義を有する。

### 1. 判決内容

勤労基準法上、「通常賃金」とは、定期的かつ一定の基準に従って全ての労働者に労働の対価として支給されるもので、固定された賃金を意味し、延長勤労手当、夜間勤労手当、休日勤労手当等の算定基準となる。

従来は 1 ヶ月を超える期間で定期的に支給される定期賞与は通常賃金に含まれないとの解釈も存在したが、今回の判決は、1 ヶ月を超える期間であっても一定期間を単位として定期的に支給されるのであればやはり通常賃金に該当するものとした(但し、支払日時点で在職していることが要件とされる定期賞与金の場合は、通常賃金に該当しないとされる。)。

© Anderson Mori & Tomotsune

また、このように性質上勤労基準法所定の通常賃金に算入される定期賞与金を通常賃金から除外することを労使間で合意したとしてもそのような約定は無効であると判示された。

もっとも、定期賞与金を通常賃金から除外することを労使間で合意し、それを前提に賃金水準を定め、定期賞与金が通常賃金に該当することを以って労働者が追加賃金請求をすることが、企業に重大な経営上の困難を招来したり、企業の存立自体が危うくなるなどの事情がある場合には、労働者による追加賃金の請求は信義則に反して許されないものとされた。

### 2. 今後の実務

上記のとおり大法院は、これまで社会的に多くの議論がなされ混乱が見られた通常賃金の概念及び要件について具体的基準を提示しつつ、定期賞与金が通常賃金に該当することとされることにより生じうる社会的混乱を一定程度防止することを企図しているものと思われる。

今後は、定期賞与金が通常賃金に含まれることを理由とする労働者の追加賃金請求訴訟が増加することが見込まれ、当該請求が信義則に反するか否かが激しく争われることが予想される。また、本判決を踏まえ、今後は定期賞与金が通常賃金に含まれることとなり、企業の人件費負担が増加するものと思われる。

**弁護士　龍野　滋幹**
shigeki.tatsuno@amt-law.com

## 4 【インドネシア】言語法に関する 2013 年 6 月 20 日地裁判決とその影響

### 1. はじめに

西ジャカルタ地方裁判所は、2013 年 6 月 20 日、国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する法律（2009 年法律第 24 号。「言語法」）違反を理由の一つとして、米国法人とインドネシア法人との間のローン契約が無効であるとの判決（「本判決」）を下した。インドネシアには、契約等における使用言語等を定めた言語法があり、日本企業がインドネシアの法人又は個人と契約を締結する場合や、日本企業のインドネシア子会社がインドネシア国内外の者と契約を締結する場合には、その適用に留意する必要がある。言語法には使用言語についての定めに違反した場合の契約の効力について定めがなく、解釈が分かれているが、本判決はその解釈に一定の影響を与えうるものである。

### 2. 言語法 31 条

言語法 31 条には以下の規定がある。

言語法 31 条

1. 州の機関、インドネシア共和国の政府機関、インドネシアの私的機関又はインドネシア人が含まれる覚書又は契約については、インドネシア語を**用いなければならない**。

2. 外国の当事者が含まれる第 1 項に規定する覚書又は契約については、外国語及び／又は英語で**記載することもできる**。

同法には 31 条の適用範囲や違反した契約の効力について定めがなく、本法律の施行後、2 年以内に制定されることとされている施行規則が 2014 年 1 月現在においても規定されていないことから、その解釈は必ずしも定まっていない。

© Anderson Mori & Tomotsune

そうした中、同法 31 条については、実務上、以下のように整理・解釈するのが一般的である。

- 契約の両当事者がインドネシア法人（日本企業のインドネシア子会社も含む。）又はインドネシア個人（まとめて「インドネシア人」）の場合、インドネシア語で契約書を作成しなければならない。他の言語のみで契約書を作成することはできない（31 条 1 項）。

- 契約の一方当事者がインドネシア人であり、他方当事者がインドネシア人以外の法人又は個人（まとめて「外国人」）である場合、インドネシア語の契約書を作成しなければならないが（31 条 1 項）、外国語でも契約書を作成することができる（31 条 2 項）。さらに、当該外国語を契約の優先言語とすることができる。

- 契約の両当事者がインドネシア人であっても、一方当事者が外国人にその全部又は一部を支配されている場合、当該当事者は外国人として取り扱い、インドネシア語の契約書を作成した上で、言語法 31 条 2 項により、外国語でも契約書を作成することができ、当該外国語を契約の優先言語とすることができると考えられる。その根拠としては、投資法及び投資調整庁は、外国人がその株式の全部又は一部を保有するインドネシア会社を外国会社（PMA 会社）として取り扱うこと等が挙げられる。なお、PMA 会社が外国人と契約を締結する場合であっても、外国語のみで契約書を作成することはできないと保守的に考えるのが一般的である。

- 言語法 31 条違反の契約は裁判所等で全体として無効と判断される可能性がある。

- なお、契約の準拠法を外国法とすることにより言語法の適用を免れることができるか否かについては、言語法に規定がなく明らかでないため、言語法 31 条の適用がありうることを前提として契約書を作成することが推奨される。

以上を踏まえ、インドネシア人（外国会社の子会社を含む。）と外国人が契約を締結する場合には、インドネシア語と外国語の契約書を両方作成し、かつ外国語を優先言語とすることが実務上多くみられる。もっとも、実務上は、外国語のみで契約書を作成しつつ、将来インドネシア語版の作成が必要となった場合に備えて、当該契約書に、事後的に作成されたインドネシア語版の契約書が外国語の契約締結時から有効であったものと取り扱うこと等を定めた条項（「追完条項」）を規定しておくことが頻繁に行われている。特に、外国法人のインドネシア子会社と外国法人との契約の場合、インドネシア語版を作成する負担等を考慮し、追完条項を規定した外国語の契約書のみを作成することが実務上相当程度ある。但し、追完条項があっても、言語法 31 条違反と裁判所等に判断される可能性は否定できないため、かかるリスクを踏まえて、契約締結時にインドネシア語版の契約書を作成しておくか否かを検討する必要がある。

### 3. 2013 年 6 月 20 日西ジャカルタ地方裁判所判決

本判決は、言語法 31 条 1 項違反を理由の一つとして、米国法人とインドネシア法人（現地資本の法人）との間のローン契約（英語版のみで締結）が無効であると判断した。本件では、ローン契約には追完条項がなく、訴訟に至るまで同契約のインドネシア語版（翻訳含む。）は作成されていなかったことから、同契約は形式的に本法律 31 条 1 項違反であったと考えられる。そして、その効果として、ローン契約自体が全体として無効であると判断された点が注目に値する。本判決は、今後、外国法人とインドネシア法人との間の外国語版のみで締結する契約で、追完条項の規定がなく、契約締結後もインドネシア語版を作成していない契約について、本法律 31 条違反を理由に無効であると裁判所に判断される可能性があることを示唆している。

なお、本判決は、①既に控訴されていること、②仮に確定してもインドネシアの裁判所は先例に拘束されないこと、③当職の認識する限り、これまでに同種の判決はなかったこと、④追完条項のな

© Anderson Mori & Tomotsune

い契約の事案であったこと等に鑑みると、現時点においては、依然として言語法 31 条の解釈が明確になっているとはいえない。もっとも、少なくとも、追完条項のない外国語の契約書のみが作成される場合には、裁判所によりかかる契約が無効とされる場合があることが確認されたことから、今後は、上記に記載した、二ヶ国語で契約書を作成する方法か、少なくとも追完条項を設けた外国語の契約書のみを作成する方法が、より推奨される。

**弁護士　松本拓**
taku.matsumoto@amt-law.com

## 5 【マレーシア】マレーシアの個人情報保護法について

2013 年 11 月 15 日、マレーシアにおいて、個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010)(「本法」)が施行された。以下、本法の概要について説明する。

### 1. はじめに

従前、マレーシアには個人情報の保護を目的とする法律はなかったが、2010 年に本法が成立し、2013 年 11 月 15 日に施行された。本法の主な目的は、民間における商業的経済活動(commercial transaction)に関連する個人情報の処理(processing of personal data)を規制することにある(本法前文)。

### 2. 適用対象者

1 本法の適用対象者は、「商業的経済活動」に関連して個人情報の処理又は処理の管理を行う者に限定されている(本法 2 条(1))。

2 ここでのポイントは、「商業的経済活動」に関連して個人情報が処理されているかどうかである。ここで、「商業的経済活動」とは、契約によるか否かを問わず、経済的性質を有するすべての活動を意味し、商品若しくは役務の提供、代理、投資、融資、銀行業又は保険業に関連するいかなる事項も含む(本法 4 条)。

3 なお、本法は民間のみに適用されるもので、連邦政府又は州政府には適用されない(本法 3 条)。

### 3. 個人情報保護のための 7 つの原則

1 本法の適用対象者は、以下の 7 つの原則(本法 5 条)を遵守しなければならない。

(1) 一般原則(General Principle)(本法 6 条)
(2) 通知及び選択原則(Notice and Choice Principle)(本法 7 条)
(3) アクセス原則(Access Principle)(本法 12 条)
(4) 開示原則(Disclosure Principle)(本法 8 条)
(5) 安全原則(Security Principle)(本法 9 条)
(6) 保持原則(Retention Principle)(本法 10 条)
(7) 情報完全性原則(Data Integrity Principle)(本法 11 条)

(1)から(4)は、情報対象者との関係において遵守すべき原則であり、(5)から(7)は、情報使用者内において遵守すべき原則である。

© Anderson Mori & Tomotsune

2　一般原則(General Principle)(本法 6 条)

(1)　個人情報の処理について、情報対象者の同意が必要
情報使用者は、通常の個人情報を処理する場合には、原則として、情報対象者から同意を得なければならない(本法 6 条(1))。

(2)　個人情報の処理が許されるための 3 要件
個人情報の処理が許されるためには、(a)情報使用者の活動に直結する適法な目的のために個人情報が処理されること、(b)個人情報の処理が当該目的のために必要である又は直結していること、及び(c)個人情報が当該目的との関係で十分であるが過剰ではないこと(adequate but not excessive)の 3 要件を満たすことが必要である(本法 6 条(3))。

3　通知及び選択原則(Notice and Choice Principle)(本法 7 条)
情報使用者は、情報対象者に対し、個人情報の処理について書面による通知をしなければならない。

4　アクセス原則(Access Principle)(本法 12 条)
情報対象者は、情報使用者が保有する自らの個人情報にアクセスする権利を有し、当該個人情報が不正確、不完全、誤解を招くもの、又はアップデートを要するものである場合には、訂正することができる。

5　開示原則(Disclosure Principle)(本法 8 条)
情報使用者は、個人情報収集時に開示した目的又はそれに直結する目的以外の目的のために個人情報を第三者に開示する場合には、原則として情報対象者から同意を得なければならない。また、3 の通知に記載した開示先である第三者以外の者に個人情報を開示する場合にも、原則として情報対象者から同意を得なければならない。

6　安全原則(Security Principle)(本法 9 条)
情報使用者は、個人情報の紛失や不正使用などを防止するため、個人情報の保管場所に注意を払うことなどによって具体的な措置(practical steps)をとらなければならない(本法 9 条(1))。

7　保持原則(Retention Principle)(本法 10 条)
個人情報は、目的達成のために不要となった場合には、破棄されなければならない。破棄すべきかどうかは目的ごとに判断されるため、破棄すべき時期は一律に定められていない。

8　情報完全性原則(Data Integrity Principle)(本法 11 条)
情報使用者は、個人情報が正確で、完全で、誤解を招かないものであり、また常に最新のものであるように、合理的な措置をとらなければならない。

個人情報保護法のより具体的な内容の解説については、さらに下記リンク先を参照されたい。
http://www.amt-law.com/pdf/bulletins13_pdf/130124_01.pdf

弁護士　原　悦子
etsuko.hara@amt-law.com
弁護士　小杉　綾

© Anderson Mori & Tomotsune

## 6 【トルコ】株式会社における株主総会の電磁的方法による開催

2012 年 7 月 1 日付けで施行されたトルコ新会社法における重要な変更の一つとして、株主総会の電磁的方法による開催の導入が挙げられる。該当施行規則(secondary legislation)は 2012 年 10 月 1 日に施行されているが、これにより株主総会における電磁的方法での出席及び議決権行使の導入は、公開会社については必須、非公開会社については任意となっている。

電子的株主総会を開催する会社は、電子株主総会システム(Electronic General Assembly System, EGAS)を使用しなければならない。関連インフラは、現在、トルコ中央登記局から公開会社向けに提供されているが、非公開会社についてはシステムを自社で構築するか、又はサービスプロバイダーから購入することが必要となる。企業がいずれのシステムを使用するかにかかわらず、公認企業によってシステムが法令に準拠しているか否かの判定が技術報告書に基づいて行われ、当該技術報告書は半年毎に更新する必要がある。

EGAS を採用する企業はまず、電子的株主総会の開催を可能にするために、定款を修正し株主総会で承認される必要がある。定款を修正した企業は、以後全ての株主総会において、株主及び取締役が電磁的方法で出席できるようにしなくてはならない。株主総会への電磁的方法での出席を希望する株主は、公開会社の場合は当該株主総会の前日、非公開会社の場合は 2 日前までに企業に通知しなければならない。企業に通知済みの株主は、電磁的方法での出席希望を撤回しない限り、実際に物理的に株主総会に出席することはできない。

企業は、株主に閲覧させる必要のある一切の株主総会招集通知及び関連資料を、EGAS 上で、当該企業の電子署名を付して株主の閲覧に供する。また、トルコ新会社法では、株主総会には原則として関税・商業省の代表者が出席しなければならないとする要件が、特定の議題について協議・決議する場合を除いて廃止されたが、EGAS を使用する全ての株主総会においては、同省代表者の出席が必須となる。

株主総会への電磁的方法による出席は、株主又はその代理人が、電子署名によってシステムに入った時点で開始する。株主は、株主総会の開始 1 時間前から 5 分前までの間に、株主総会に入場できる。電磁的方法による議決権行使は、企業が採用したシステムを通じて行われ、議題の各ディスカッションポイントにおいて 2 分以内に完了しなければならない。株主総会終了時には、電子データを保管・通信可能な媒体により、関税・商業省の代表者に議事録が提出される。

**弁護士　龍野　滋幹**
shigeki.tatsuno@amt-law.com

## 7 【ミャンマー】コンドミニアム法案の概要

ミャンマーでは、不動産移転規制法により、外国人への不動産の譲渡が原則として禁止されているとともに、外国人が 1 年間を超える不動産の賃借をすることも禁止されている。これらの規制は、外国企業、とりわけ製造業がミャンマーに対して外国投資を行うに際して、大きな足枷の一つになっている。

上記規制の例外の一つとしては、外国投資法に基づいてミャンマー投資委員会の許可を得て会社設立をした場合における不動産賃貸借(原則 50 年で、10 年の延長が 2 回可能)がある。そして、もう一つの例外として、外国人の不動産所有を可能にするコンドミニアム法(「本法」)の成立が待ち望まれていたところである。このような状況の中、2013 年 11 月、複数の現地新聞を通じ、コ

© Anderson Mori & Tomotsune

ンドミニアム法の法案(「本法案」)が明らかにされた。本法案は、集合所有地という概念を創設するとともに、コンドミニアムの管理に関する規制を定めており、また一定の制限を設けつつも、外国人によるコンドミニアムユニットの所有を可能にするなど、成立すれば、不動産実務に大きなインパクトを与えることになると思われる。

以下においては、現段階で明らかになっている本法案の概要を解説する。なお、ミャンマー憲法上、国が全ての土地の最終的な所有者である旨が規定されており、本法に規定する所有(Ownership)の概念は、日本法上の所有権とは必ずしも一致しない場合があるが、便宜上「所有」「所有権」等と表記していることに留意されたい。

まず、本法案によれば、コンドミニアム法は、ネピドー開発委員会の管轄区域、ヤンゴン市開発委員会の管轄区域、マンダレー市開発委員会の管轄区域、その他建設省が連邦政府の承認の下、通知によって指定する地域においてのみ適用される(2 条)。本法に関する主たる規制当局は、建設省及び建設省の下の居住地・住宅開発庁である。

次に、コンドミニアム法の核となる諸概念は以下のように定義されている(3 条)。すなわち、まず「コンドミニアム」とは、本法に基づき登録された集合所有地上に、集合所有物件として建設された住宅ユニットで構成される高層建築物(集合所有権者のために供される集合所有物件を含む。)と定義されている。また、「集合所有物件」とは、コンドミニアムに関し、①本法に基づいて集合所有地として登録されている物件、②全ての集合所有権者に属するコンドミニアムとその設備(集合所有地に建設された個々の住宅ユニットを除く。)の一部、及び③集合所有権者のために建設又は管理されている建築物、教育又は健康に関する建築物、囲い、庭、植物、水道施設、ごみ施設、電源施設、道、橋と排水溝、通信施設と定義されている。さらに、「集合所有地」とは、集合所有建物及び集合所有物件がその上に建設されている、全ての集合所有権者に属する土地又は空き区域をいう。加えて、「集合所有権者」とは、個々の住宅ユニットの建物所有権の権利証を付与されたものをいう。

また、本法上、コンドミニアムの開発には、一定の制限が課せられており、デベロッパーは、本法に基づき集合所有地として登録された土地上にしかコンドミニアムを建設することができない(6 条)。そして、集合所有地として土地を登録するには、当該土地が、①住宅開発用であり、既存の法律によって所有権の譲渡が可能な種類の土地であること、②集合所有地であること、③都市開発に関する関連当局の基準を満たすものであること、及び④1 エーカー以上の面積を有すること(1 エーカー未満の場合は、建設省からの特別な許可を得ていること。)、という要件を満たす必要がある(7 条)。

さらに、デベロッパーにも、一定の制限が課されており、デベロッパーは別途定められる最低資本金を有することが必要であるとともに、居住地・住宅開発庁からライセンスを取得しなければならない(10 条 a 項)。またデベロッパーがコンドミニアムを建設するにあたって許可を得るためには、一定の基準に従って居住地・住宅開発庁よりに申請を行うことが必要であり、申請に際しては、①集合所有地とコンドミニアムに関する書類、②当該土地及び建物の地図、③集合所有設備の情報、及び④個々の住宅ユニットの価格に関する資料を添付する必要がある(11 条 a 項)。

注目に値するのは、本法上、デベロッパーは、外国人に対し、コンドミニアムの 6 階以上の部分の最大 40%までを譲渡することができる権利を有すると規定されている点であろう(15 条 c 項)。冒頭に述べた通り、従前は、外国人が不動産を所有することは認められていなかったが、本法が成立すれば、本規定に基づいて、コンドミニアムの住宅ユニットについては、一定の範囲で所有が可能になる。

© Anderson Mori & Tomotsune

本法案は、この他、コンドミニアムの維持・管理のための執行委員会の形成（第 5 章）や、集合所有権者で構成される組合（第 6 章）等について定めている。コンドミニアムの建替えや取壊しにあたっては、組合員の 75%の同意が必要であるとされている点には留意が必要であろう（34 条）。

民間の調査によれば、2013 年後半時点で、ヤンゴンにおいては、19 のコンドミニアム開発プロジェクトにより、約 3500 の住宅ユニットがマーケットに出ているとされる（但し、そのうち半分以上は、2015 年以降に完成予定である。）。しかし、近年の外国投資の増加や経済発展によって高まる需要には応えきれておらず、不動産価格は高騰している。本法案は、2014 年 1 月に開始する議会で審議される予定であるが、外国人にコンドミニアムユニットの所有を認める本法案の成立は、不動産開発を促進する一方で、不動産価格のさらなる上昇をもたらす可能性もあることから、今後も本法案の審議状況が注目されるところであろう。

なお、本ニュースレターは、情報の提供のみを目的とし、非公式の英訳等に基づいて作成しており、ミャンマー語の原文等を確認の上作成したものではないことに留意されたい。

**弁護士　十市　崇**
takashi.toichi@amt-law.com
**弁護士　今井　裕貴**（ケルビンチア法律事務所ヤンゴンオフィス出向中）
yuki.imai@amt-law.com

© Anderson Mori & Tomotsune

◆TOPICS◆

【お知らせ】

✂ 2013 年 4 月号でご案内しましたとおり、当事務所はアジア・新興国業務の一層の拡充を図るべく、2013 年 9 月 1 日に上海オフィスを開設し、更に 2013 年 11 月 28 日に、シンガポールオフィスを開設しました。

上海オフィス（代表・現地駐在：森脇章弁護士、若林耕弁護士）
→中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設けることで、華東地区以南の案件の利便性向上

【所在地】
中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階(郵便番号 200120)

【TEL】
+86-21-6160-2311（代表）

シンガポールオフィス（代表・現地駐在：前田敦利弁護士、花水康弁護士）
→アジアにおける金融センター、地域統括会社所在地、仲裁等の紛争解決地等として重要性のあるシンガポールにオフィスを設けることで、東南アジアへの進出をサポート

【所在地】
9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619

【TEL】
+65-6645-1000（代表）

また、アジア・新興国業務をより多くの方々に提供すべく、2013 年 9 月 24 日に名古屋オフィスを開設しております。

名古屋オフィス（代表・現地駐在：青柳良則弁護士）
→東海地方の依頼者の皆様に、アジア・新興国業務をはじめ企業法務に関するあらゆる法的サービスを提供することを目的して開設

【所在地】
名古屋市中村区名駅南 1-24-20
名古屋三井ビルディング新館 13 階

【TEL】
052-533-4770（代表）

✂ 森脇章弁護士、石原仁弁護士が下記セミナーにて講師を務め、ミャンマーにおける合弁会社設立の実務上のポイントについて解説しました。
セミナー名：「合弁会社形態によるミャンマー進出の法的勘所～合弁会社設立のノウハウと合弁契約における有効かつ効果的な条項の研究～」
日時：2014 年 1 月 20 日（月）
主催：株式会社経営調査研究会

© Anderson Mori & Tomotsune

- 森脇章弁護士が下記セミナーのセッションにてパネリストを務めました。
  セミナー/セッション名:「アジア・イノベーション・フォーラム(AIF)2013/中国・ASEAN 市場の成長企業とビジネス環境」
  日時:2013 年 12 月 12 日(木)
  主催:NPO 法人アジア・イノベーターズ・イニシアティブ

- 中川裕茂弁護士が下記セミナーにて講演を行いました。
  セミナー/講演名:「日本化学工業協会定期セミナー/TPP と日本の通商法～アンチダンピング等の積極的活用～」
  日時:2013 年 12 月 5 日(木)
  主催:日本化学工業協会

**【論文・著書】**

- 山神理弁護士、龍野滋幹弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
  「トルコにおける M&A」(「国際商事法務」 Vol. 41, No.11 2013 年)

- 手塚崇史弁護士が執筆した記事が下記雑誌に掲載されました。
  「インド・Sanofi 事件判決の検討～インド法人株式のいわゆる間接譲渡と租税条約の適用関係～」(国際税務 2013 年 12 月号)

- 花水康弁護士が執筆した記事が下記雑誌に掲載されました。
  「東南アジアにおける金融取引と法規制」
  (FINANCIAL Regulation 第 2 号 2013 年 11 月 28 日)

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
asia-ec-newsletter@amt-law.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

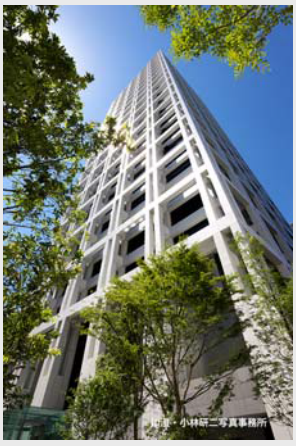

## CONTACT INFORMATION

**アンダーソン・毛利・友常法律事務所**

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー22 階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: http://www.amt-law.com/

© Anderson Mori & Tomotsune